公 示 送 達 書

大鰐町告示　第１３３号

告　　示

介護保険法第１４３条（地方税法第２０条の２の規定を準用）の規定により次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保健福祉課介護保険係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和８年１１月５日

大鰐町長　　山　田　年　伸

書　類　の　名　称	送達を受けるべき者	摘　　要
令和８年度介護保険料 第２期催告書	青柳　千賀子	
令和８年度介護保険料 第３期督促状	青柳　千賀子	
令和８年度介護保険料 第３期督促状	小堀　晃一	

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。